

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	41
○特定調達契約に係る入札の公告.....	41

規

則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第114号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「限る。」の次に「又は育児短時間勤務（同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）により現実に勤務をとることを要しない期間」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第115号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「別表第1の4の3の項⁽²⁵⁾」を「別表第1の4の4の項⁽²⁵⁾」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

目

次

ページ

規 則

○退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事課）	31
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（環境生活部総務課）	31
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（建設部総務課）	31
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....（住宅課）	32

訓 令

○単純労務職員の勤務時間等に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令.....（人事課）	33
--	----

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	35
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	36
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	37
○道路の供用の開始.....（道路課）	37

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	37
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	38

道立紋別病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	38
----------------------	----

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	40
------------------------	----

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	40
------------------------	----

道人事委員会規則

○北海道職員等の育児休業に関する規則等の一部を改正する規則.....	40
------------------------------------	----

道警察本部告示

北海道規則第116号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表6の項中「別表第1の12の項⁽²⁸⁾」を「別表第1の12の項⁽³⁰⁾」に改め、同表8の項中「別表第1の17の項⁽⁸⁾」を「別表第1の18の項⁽⁸⁾」に、「別表第1の17の項⁽¹⁾」を「別表第1の18の項⁽¹⁾」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の表6の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第117号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、知事が別に定める書面を添えて」を削り、同条に次の2項を加える。

4 支庁長は、条例第8条第2項又は第8条の2第1項の規定により道公営住宅の入居者を決定しようとするときは、入居申込者に対し、次に掲げる書面を提出させることができる。

- (1) 入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする者が親族であることを証する書面
- (2) 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族の所得を証する書面
- (3) 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る別記第1号様式の2の同意書（知事が別に定める者に係るものを除く。）
- (4) 第8条の表右欄に掲げる要件を具備することを証する書面（条例第9条第3項の規定による選考をしようとする場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支庁長が必要と認める書面

5 条例第9条第4項の規定による当選率の引上げを受けようとする入居申込者は、入居申込書に第8条の2各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

第11条第1項を削り、同条第2項中「第12条」を「第12条第1項（条例第50条において準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「知事が別に定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 同居しようとする者の所得を証する書面

(2) 同居しようとする者が入居者の親族であることを証する書面

(3) 同居しようとする者に係る別記第1号様式の2の同意書（知事が別に定める者に係るものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、支庁長が必要と認める書面

第11条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「第12条」を「第12条第1項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条中「知事が別に定める」を「当該増減の事実を証する」に改め、同条後段を削る。

第13条第1項を削り、同条第2項中「第13条」を「第13条第1項（条例第50条において準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「知事が別に定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面
- (2) 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族の所得を証する書面
- (3) 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る別記第1号様式の2の同意書（知事が別に定める者に係るものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支庁長が必要と認める書面

第13条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同項を同条第2項とする。

第35条の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用の申込み）

第35条の2 条例第57条第1項の規定による使用の申込みをしようとする者は、入居者及び同居者に係る別記第1号様式の2の同意書（知事が別に定める者に係るものを除く。）を支庁長に提出しなければならない。

別記第1号様式（裏）中「公団」を「都市再生機構」に、

「3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。」を

「3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。」

4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。」

同様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第6条、第11条、第13条、第35条の2関係）

年 月 日

北海道 支庁長 様

同意書

支庁長が北海道営住宅条例（平成 9 年北海道条例第11号）第65条の規定により、暴力団員であるかどうかについて北海道警察本部長の意見を聴くことについて同意します。

番号	フリガナ氏名	本籍	生年月日
1	印		
2	印		
3	印		
4	印		
5	印		

- 注 1 氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。
2 本籍及び生年月日を証する書面を添付してください。

別記第 3 号様式（裏）中

- 「 ・ 家賃を 3 月以上滞納したとき、道営住宅などを故意に壊す行為をしたとき等には、道営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。」を
「 ・ 家賃を 3 月以上滞納したとき、道営住宅などを故意に壊す行為をしたとき等には、道営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。
・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明した場合であって道営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、勧告を行い、勧告に従わない場合には道営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。」に改める。

別記第 8 号様式中「 次の者と同居したいので、申請します。」を

「 次の者と同居したいので、申請します。

なお、同居させようとする者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。」に改

め、同様式中注 2 の事項を次のように改める。

- 2 同居しようとする者の所得を証する書面、同居しようとする者が入居者の親族であることを証する書面、同居しようとする者に係る北海道警察本部長の意見聴取に関する同意書その他支庁長が必要と認める書面を添付してください。

別記第11号様式中

「 次の理由により、この住宅に引き続き居住したいので、申請します。」を

「 次の理由により、この住宅に引き続き居住したいので、申請します。

なお、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。」に改

め、同様式注 2 の事項を次のように改める。

- 2 入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族の所得を証する書面、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る北海道警察本部長の意見聴取に関する同意書その他支庁長が必要と認める書面を添付してください。

別記第11号様式の 2 中

「 なお、この住宅には、入居の決定に 年 月 日までの入居期限が付されており、入居期限が到来する日をもって当該決定は効力を失うこと及び入居期限が到来する日までにこの住宅を明け渡さなければならないことは承知しています。」を

「 なお、この住宅には、入居の決定に 年 月 日までの入居期限が付されており、入居期限が到来する日をもって当該決定は効力を失うこと及び入居期限が到来する日までにこの住宅を明け渡さなければならないことは承知しています。」に

また、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。」に

改め、同様式注 2 の事項を次のように改める。

- 2 入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族の所得を証する書面、申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る北海道警察本部長の意見聴取に関する同意書その他支庁長が必要と認める書面を添付してください。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

訓

令

北海道訓令第19号

本 庁
出 先 機 関

単純労務職員の勤務時間等に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

単純労務職員の勤務時間等に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

（単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）

第1条 単純労務職員の勤務時間等に関する規程（昭和41年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

（北海道職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第2条 北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に、「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改める。

第6条第1項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様

所 属

職 名

氏 名

（職員番号）

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	2 職員以外の当該子の親
氏 名	氏 名
生 年 月 日	年 月 日生
	子との同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居

職員との続柄		就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請求の内容	☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長		
	☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業の期間の延長 （再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長を必要とする特別の事情）		
4 請求の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 既に承認された育児休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
6 備 考			

所属長の意見

年 月 日

（所属長）

印

（注）1 この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等）を添付すること（写しでも可）。

2 「6 備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、生年月日及び請求者との続柄、（イ）請求に係る子が養子の場合、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。

3 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第2号様式中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に、「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同様式3の事項中「に利用する制度等」を「の方法」に改め、同様式注1の事項中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同様式注2の事項中「請求者の育児休業請求期間」を「「育児休業請求期間」欄」に改め、同様式注3の事項中「請求者の配偶者の養育予定期間」を「「養育予定期間」欄に」に改め、同様式注4の事項中「場合は、」の次に「1から3までの記載事項のうち」を加える。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第6条関係）

受理年月日	年 月 日			
承認年月日	年 月 日			
決 裁 欄				

部 分 休 業 承 認 請 求 書			
年 月 日			
(所 属 長) 様			
職 名			
氏 名			
(職 員 番 号)			
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 職員以外の当該子の親	
氏 名		氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生	子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
職員との続柄		就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請求期間及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
	☐ 毎日 ☐ その他()		
4 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等）を添付すること（写しでも可）。

2 「 4 備考 」欄には、請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合、その内容を記入すること。

3 該当する ☐ にはレ印を記入すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年12月21日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の北海道職員の育児休業等に関する

規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年12月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

南 幕 別 畑地帯総合整備 [担い手育成型] （農業用排水施設、北海道十勝支庁農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良）

戸 蔭 別 一般農道整備（広域関連） 同

北海道告示第798号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野4874から4876、4991、4993、5006、5074、5083、5102、5119
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

北海道告示第799号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する予定である。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに名寄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宗谷郡猿払村・礼文郡礼文町（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
礼文町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第800号のとおりである。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

宗谷郡猿払村知来別1194の5所在の森林について所有権を有する 加賀谷 熊 吉

(2) 掲 示 場 所 猿払村役場

2(1) 所在が不明な者

礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ348、677、678所在の森林について所有権を有する 武 井 栄 治、武 井 寛 子

(2) 掲 示 場 所 礼文町役場

北海道告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 川西芽室音更線	帯広市西24条南2丁目7番1地先から 帯広市西24条南1丁目40番4地先まで	平成19.12.21

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第51号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成19年12月21日	
北海道後志支庁長 宮 木 康 二	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	デジタル複写機 1台
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入期限	平成20年2月15日（金）
(4) 納入場所	北海道後志支庁地域振興部税務課
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申請の時期	平成19年12月21日（金）から平成20年1月15日（火）まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び平成19年12月29日から平成20年1月3日までの閉庁日を除く。）
イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 044－8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4 契約条項を示す場所	
北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係	
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎2階講堂（送付による場合は、郵便番号 044－8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係）

- (2) 入 札 日 時 平成20年1月23日（水）午後2時（送付による場合は、平成20年1月22日（火）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
ア 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借 4台
イ 予 定 時 期 平成20年2月頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成19年7月27日付け北海道後志支庁告示第26号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1323
- 11 Summary
A . Nature and quantity of the products to be procured : copyingmachine 1 set
B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., January 23, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than January 22, 2008)
C . Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, kita 1-jo, higashi 2-Chome,

Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido, 044-8588 Japan.
Phone : 0136-23-1323

北海道胆振支庁告示第57号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年12月21日

北海道胆振支庁長 大 杉 定 通

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピューター等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
パーソナルコンピューター 27台
プリンタ 2台
カラープリンタ 1台
- 2 落札を決定した日
平成19年12月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 大丸藤井株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
187,880円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年10月23日付け北海道胆振支庁告示第52号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道 立 紋 別 病 院 告 示

北海道立紋別病院告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年12月21日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

富士通株式会社の医療事務システム「HOPE / SX-J」又はこれと同等の機能を有する医療事務システムを基幹システムとする医事会計システムを搭載した電子計算機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成20年3月31日

(4) 契約期間 平成20年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該期間を変更することがあり得る。

(5) 納入場所 北海道立紋別病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該機器に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年12月21日から平成20年1月21日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 094-8709 紋別市緑町5丁目6番8号
北海道立紋別病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立紋別病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院1階階棟会議室（送付による場合は、郵便番号 094-8709 紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課）

(2) 入札日時 平成20年1月31日（木）午前11時（送付による場合は、平成20年1月30日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量400グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立紋別病院庶務課

イ 所在地 紋別市緑町5丁目6番8号

電話番号 0158-24-3111 内線 304

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

A computer with Fujitsu's medical accounting system, "HOPE/SX-J" or an equivalent

as a main system 1 set. (By lease) B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., January 31, 2008 (Mailed bids must arrive no later than January 30, 2008) C . Contact : Hokkaido Mombetsu Hospital Administrative Affairs Division 5-6-8, Midori-cho, Mombetsu-shi, Hokkaido, 094-8709 Japan. Phone : 0158-24-3111 Extension 304	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目																						
道教育庁網走教育局告示	道教育庁胆振教育局告示																						
北海道教育庁網走教育局告示第23号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成19年12月21日 北海道教育庁網走教育局長 高 村 満 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 <table><tr><td>(1) 小型レーザー加工機</td><td>1 台</td></tr><tr><td>(2) モデリングマシン</td><td>5 台</td></tr><tr><td>(3) 入力用パーソナルコンピュータ（デスクトップ型）及び関連機器</td><td>11台</td></tr><tr><td>(4) カラーレーザープリンター</td><td>2 台</td></tr><tr><td>(5) 人型ロボット実習システム</td><td>11台</td></tr><tr><td>(6) プリント基板加工機</td><td>1 台</td></tr><tr><td>(7) 入力用パーソナルコンピュータ（ノート型）及び関連機器</td><td>11台</td></tr><tr><td>(8) エレベータ／信号機ユニット</td><td>10台</td></tr><tr><td>(9) シーケンス制御装置</td><td>10台</td></tr><tr><td>(10) P C L プログラミングツール</td><td>11台</td></tr><tr><td>(11) シーケンス制御作業受験対策ユニット</td><td>5 台</td></tr></table> 2 随意契約の相手方を決定した日 平成19年12月13日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 杉下機械商事株式会社 (2) 住 所 札幌市白石区本通5丁目南3番11号 4 随意契約に係る金額 38,115,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約による理由	(1) 小型レーザー加工機	1 台	(2) モデリングマシン	5 台	(3) 入力用パーソナルコンピュータ（デスクトップ型）及び関連機器	11台	(4) カラーレーザープリンター	2 台	(5) 人型ロボット実習システム	11台	(6) プリント基板加工機	1 台	(7) 入力用パーソナルコンピュータ（ノート型）及び関連機器	11台	(8) エレベータ／信号機ユニット	10台	(9) シーケンス制御装置	10台	(10) P C L プログラミングツール	11台	(11) シーケンス制御作業受験対策ユニット	5 台	北海道教育庁胆振教育局告示第29号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年12月21日 北海道教育庁胆振教育局長 菅 野 滋 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 91台 2 落札を決定した日 平成19年12月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日通商事株式会社 (2) 住 所 東京都中央区築地5丁目6番10号 4 落札金額 488,250円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年11月9日付け北海道教育庁胆振教育局告示第26号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 (2) 所在地 室蘭市幸町9番11号
(1) 小型レーザー加工機	1 台																						
(2) モデリングマシン	5 台																						
(3) 入力用パーソナルコンピュータ（デスクトップ型）及び関連機器	11台																						
(4) カラーレーザープリンター	2 台																						
(5) 人型ロボット実習システム	11台																						
(6) プリント基板加工機	1 台																						
(7) 入力用パーソナルコンピュータ（ノート型）及び関連機器	11台																						
(8) エレベータ／信号機ユニット	10台																						
(9) シーケンス制御装置	10台																						
(10) P C L プログラミングツール	11台																						
(11) シーケンス制御作業受験対策ユニット	5 台																						
	道 人 事 委 員 会 規 則																						
	北海道職員等の育児休業に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月21日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則17－5 北海道職員等の育児休業に関する規則等の一部を改正する規則																						

第1条 北海道職員等の育児休業に関する規則（北海道人事委員会規則17－0）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条第1項中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第1号ア中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同条第2項中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第2条 条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

本則に次の1条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）

第4条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）第32条に規定する昇給日とする。

第2条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）の一部を次のように改正する。

第23条第9号中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改める。

第29条第5号中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

第29条の6第2項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第3条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7－1101）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第6条」を「第8条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道職員等の育児休業に関する規則第4条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号俸の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成19年12月21日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成19年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成19年12月21日に一般競争入札の公告を行う外部記録媒体自動暗号化ソフトウェアの賃貸借契約

(2) 資 格 外部記録媒体自動暗号化ソフトウェアの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 外部記録媒体自動暗号化ソフトウェアの賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成19年12月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを示した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成19年12月21日から平成20年1月15日まで

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第186号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年12月21日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

外部記録媒体自動暗号化ソフトウェアの賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成20年3月21日から平成26年3月20日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成19年北海道警察本部告示第185号に規定する外部記録媒体自動暗号化ソフトウェアの賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成20年1月31日 午後2時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、平成20年1月31日午前9時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて名を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）において閲覧・印刷することができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

9 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Recording Media Automatic Encryption Software 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., January 31, 2008

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi7-chome, Kita2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2236